

瀬戸市物品等電子調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あいち電子調達共同システム（物品等）を利用して瀬戸市が発注する物品購入等、物件の借入れ及びその他委託における電子入札の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（物品等）

愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、インターネットを利用して入札参加資格申請や電子入札等を行う情報システムの総称をいう。

(2) 入札参加資格申請システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(3) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(4) 入札情報サービスシステム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。

(5) 電子入札

電子入札システムを利用して行う入札をいう。

(6) 紙入札

電子入札システムを利用しないで書面により行う入札をいう。

(7) オープンカウンタ（公開見積競争）

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(8) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) ID

電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、県へ入札参加資格申請を行い、入札参加資格者名簿登載後交付される識別符号をいう。

(10) その他委託

建設工事に関する設計、測量、建設コンサルタント等業務以外の委託をいう。

(11) 契約担当者

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第4条第1号に規定する者をいう。

(12) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象となる入札方式は次に掲げるものとする。ただし、契約担当者が電子入札に付することが適当でないと認める場合は対象としない。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 随意契約（オープンカウンタ（公開見積競争）に限る。）

2 電子入札対象案件については、入札公告、指名通知等に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(電子入札システムを利用できる者)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の名簿登録後、入札参加資格申請システムから交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更している場合は、再度の変更は要しない。

(ICカードの登録)

第5条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの利用者登録（以下「利用者登録」）という。）を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、利用者登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合、次の各号によりICカードの利用者登録を行わなければならない。

- (1) 利用者登録済みのICカードが失効した場合

新たに取得したICカードにより再度ICカードの利用者登録を行う。

- (2) ICカードを更新した場合

利用者登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いて利用者登録の更新を行う。

(ICカードの名義人)

第6条 ICカードの名義人は瀬戸市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から本市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、当該受任者とする。

2 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

3 電子入札参加者が、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとする等、ICカードを不正に使用した場合、契約担当者は、その者が行った入札の無効、契約解除等の措置をとることができる。

(案件登録等)

第7条 契約担当者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより電子署名及び電子証明書(以下「電子署名等」という。)を付した競争入札参加資格確認申請書(電子入札システムに登録された様式(以下「システム様式」という。)による。)を申請期間内に契約担当者へ提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第9条 契約担当者は、前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書(システム様式による。)を電子入札システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(指名の通知)

第10条 契約担当者は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書(システム様式による。)を電子入札システムにより指名した者に送信するものとする。

2 前項の指名通知書を受領した者は、当該指名通知書の内容を確認しなければならない。

(入札書の提出)

第11条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書(システム様式により、見積書を含む。第21条に規定する再度入札にあっては、再度入札書。以下同じ。)を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に契約担当者へ提出しなければならない。ただし、オープンカウンタ(公開見積競争)の場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムにより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時まで紙入札参加承認願(第1号様式。以下「承認願」という。)を契約担当者へ提出しなければならない。

2 契約担当者は、承認願の提出があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

(1) ICカードの利用者登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 契約担当者は、紙入札での参加に係る審査の結果を、紙入札審査結果通知書(第2号様式)により当該承認願を提出した者に通知するものとする。

4 紙入札の承認を受けた入札参加者(以下「紙入札参加者」という。)は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。この場合において、紙入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱うものとする。

(紙入札の取扱い)

第13条 紙入札参加者は、承認願、入札書(様式第3号。以下「紙入札書」という。)その他提出すべき書類について、契約担当者へ直接持参して提出するものとする。

2 紙入札書は、契約の締結に使用する代表者の印鑑を押印して提出するものとする。

3 前2項における承認願、紙入札書等の受付期間は、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、契約担当者へ辞退届(システム様式による。)(第21条に規定する再度入札にあっては、再入札辞退届(システム様式による。))を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面による入札辞退届(第4号様式)を提出するものとする。この場合において、前条第2項の規定に準ずるものとする。

2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札の中止)

第15条 契約担当者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、契約担当者は電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第16条 契約担当者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書(システム様式による。)を送信するものとする。

(開札)

第17条 契約担当者は、開札予定日時後、速やかに電子入札システムにより開札するものとする。

2 紙入札がある場合、契約担当者は、当該入札事務に関係のない職員の立会のうえで、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。この場合において、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第19条 落札者を決定した場合は、契約担当者は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書(システム様式による。)を送信するものとする。

(保留の通知)

第20条 契約担当者は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書(システム様式による。)を送信するものとする。

(再度入札)

第21条 開札をした場合において、全ての入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないとき(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき)は、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに契約担当者が定め、電子入札システムにより再入札通知書(システム様式による。)を送信するものとする。

- 3 紙入札で参加した者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成し、契約担当者へ持参提出することにより再度入札に参加することができるものとする。
- 4 再度入札の回数については、2回までの範囲で案件ごとに契約担当者が定めるものとする。
- 5 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

(不調)

第22条 契約担当者は、落札者がなく電子入札が不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書(システム様式による。)を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第23条 紙入札参加者に対する第16条、第19条、第20条、第21条第2項及び第22条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第24条 契約担当者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合(オープンカウンタによる場合を除く。)は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第25条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書、辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

- 2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するものとする。

(電子ファイルの提出)

第26条 電子入札参加者は、契約担当者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

- 2 前項の電子ファイルの容量、ファイルの圧縮形式、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式については、あいち電子調達共同システム(物品等)で定めるところによるものとする。
- 3 電子入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 4 契約担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、資料の再提出の方法について協議するものとする。
- 5 前項に規定する協議により電子ファイルによる再提出ができない場合は、契約担当者の指示するところにより、書面により提出できるものとする。この場合における提出期限は、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(入札の無効)

第27条 次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名等のない入札

- (3) 他人のICカードで名義人になりすまし、入札に参加しようとした場合等、ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (4) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (5) 積算内訳書等の提出が必要な入札案件において、積算内訳書等を提出しない者又は積算内訳書等に記載が無い者のした入札
(障害時等の対応)

第28条 第7条の規定により案件の内容等を登録した後、契約担当者の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、傷害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと契約担当者が判断したときは、当該電子入札を中止し、又は紙入札へ変更することができる。

2 前項の規定により電子入札を紙入札へ変更する場合には、契約担当者は当該電子入札の参加者全員に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
- (2) 既に完了している電子入札システムにより手続は有効なものとして取り扱うこと
- (3) 既に送信された入札書は無効とすること
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項
(その他)

第29条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年1月10日から施行する。
- 2 第12条第2項の規定による承認は、当分の間、同項各号に規定する場合のほか、電子入札が困難な市内に本店又は営業所を置く事業者である場合に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の各要領の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。